

記者発表資料
令和8年5月26日

所 属	大垣市 総務部 契約管財課
担 当	課長：中村、馬場 主幹：若園 担当：伊藤
連絡先	0584-47-8354（直通）

「大垣市優良建設業者」認定ロゴマークの新設について

1 趣 旨

本市では、大垣市公契約条例の施行を踏まえ、市内業者のさらなる積極的な活用を図るとともに、建設工事施工業者の育成および公契約の履行における高い品質確保を目的として、平成29年度より工事成績評定が優秀な施工業者および優秀技術者の表彰を実施しています。

令和8年度の優良建設業者表彰が10年目を迎えることを契機に、優良建設業者に対する社会的信頼性の向上や品質向上への意欲の高揚を図るとともに、公共工事全体の品質確保に資することを目的として、表彰業者に対して「大垣市優良建設業者」認定ロゴマークを新設し、使用を許可します。

なお、優良建設業者の品質を認定ロゴマークにより「見える化」する取り組みは、県内初の試みとなります。

2 認定の対象

次の要件を満たす建設業者を認定します。

- (1) 対象業者：大垣市内に本店または支店を置く建設業者
- (2) 対象工事：認定を行う前年度に完成させた契約金額500万円以上の工事
- (3) 評定基準：大垣市建設工事成績評定点 80点以上
- (4) 認 定 数：工事部門ごとに上位5位以内

工事部門	工事種別区分
土木・建築工事部門	土木一式工事 建築一式工事 舗装工事 造園工事
施設営繕工事部門	電気工事 電気通信工事 機械器具設置工事 管工事 水道施設工事 鋼構造物工事 その他の工事

3 認定ロゴマーク（認定証）の授与・使用

「大垣市優良建設業者認定ロゴマーク」のデータを認定業者に配布し、以下の方法で使用することができます。



大垣市優良建設業者認定ロゴマークのデザイン

使用方法【例】

- ・会社案内、ホームページ、名刺への印刷
- ・ヘルメットへのシール貼付け
- ・受注した建設現場への掲示 等



4 認定の使用期間・失効要件

(1) 使用期間

認定年度の7月1日から翌年6月30日まで（1年間）

(2) 失効要件

使用期間内に次のいずれかに該当した場合、ロゴマーク使用資格が失効します。

- ・工事成績評定点が65点未満となった場合
- ・大垣市入札参加資格停止等の措置要領に基づく入札参加資格停止の措置を受けた場合
- ・大垣市が行う契約及び交付する補助金等から暴力団排除に関する措置要綱に基づく暴力団排除に関する措置を受けた場合
- ・倒産、廃業等

5 今後のスケジュール

時期	内容
令和8年5月	・ 認定業者の選定
令和8年6月	・ 優良建設業者の表彰、認定ロゴマークの授与
令和8年7月1日	・ 認定ロゴマークの使用開始

6 その他

大垣市優良建設業者表彰の10年目を契機に、表彰状の授与、市ホームページへの掲載に加え、中間検査の実施を減免することができることを新たに措置します。

※ 中間検査とは、大垣市中間検査要綱に基づき実施する中間検査